

少額調達案件見積依頼

(オープンカウンター方式)

- 1 件名
耐熱防火服 外3点
- 2 品名及び数量
仕様書のとおり。
- 3 規格等
仕様書のとおり。
- 4 納入期限
令和8年2月27日
- 5 納入場所
仕様書のとおり。
- 6 留意事項
 - (1) 請負業者は仕様等に疑義がある場合には、皇宮警察本部支出負担行為担当官（以下「担当官」という。）に説明を求めるものとし、見積書提出後、仕様の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
 - (2) 納入については、担当官と事前に納入先、納入日等を十分に打ち合わせた上で行うこと。
 - (3) 見積書を提出する際に同等品等を納入する場合は製造元・仕様・規格等同等品以上であることが判断可能なカタログ等を添えて提出し、担当官の許可を得ること。ただし、同等品不可の商品については同等品を認めない。
なお、提出されたカタログ等は返却しない。
 - (4) 上記のほか、詳細については、担当官の指示によること。
 - (5) 電子調達システムの利用
 - ア 本案件は、「電子調達システム」（政府電子調達（G E P S））対象案件である。ただし、「電子調達システム」により難しい場合には、紙による見積書の提出ができるものとする。
 - イ 納入に係る費用を全て含んだ総額を税抜で提示すること。その場合の契約金額は、税抜総額に税額を加算した金額とする。
 - ウ 本案件で同額の見積が2人以上ある場合の「くじ引き」は原則として電子調達システムを利用して行うので、電子調達システムを利用せず見積書を提出する場合にも任意の3桁の数字（電子くじ番号）を記載すること。記載の無い場合は、皇宮警察本部が無作為に番号を付与することに同意したものとする。
 - エ 最低価格を提示した者に対し、価格内訳書の提出を求める。
- 7 書類提出期限
 - (1) 参考見積書
令和7年7月9日（水）13時00分まで
 - (2) 見積書
令和7年7月15日（火）13時00分まで
- 8 連絡先
〒100-0001 東京都千代田区千代田1番3号
皇宮警察本部会計課 装備第一係
電話番号 03-3231-3115

仕 様 書

1 適用範囲

この仕様書は、皇宮警察本部が調達する耐熱防火服、防火帽、防火ブーツ及び防火手袋について必要な事項を定める。

2 構成

耐熱防火服は、ハーフコート型上衣（以下「上衣」という。）、ズボン、墜落制止用器具をもって1着する。

3 条件

消防活動上の安全性を確保するために必要な防護性能と強度を有するとともに、着用者が腕を上方に引き上げたときでも、防火衣全体が上方へ引き上げられず、スムーズに運動出来るなど機能性に優れた上ものであること。

縫製は防火服としての強度を確保出来るものとし、十分に品質管理を行った材料を用いた仕上がり優良な製品であること。

4 適合法令等

(1) 耐熱防火服

ア 上衣とズボン

単体で、ISO 11613（アプローチA）及び日本防災協会防災製品性能試験基準に準拠したもの。

イ 墜落制止用器具

「労働安全衛生法」に基づく「墜落制止用器具」の規格に適合するもの。

(2) 防火帽

「労働安全衛生法」に基づく「安全帽の規格」に適合するものとし、TH-3134の合格番号を取得していること。

(3) 防火ブーツ

「安全靴の規格 JIS T8101」に、適合するもの。

5 仕様内容

耐熱防火服

(1) 材料

ア 外衣生地

メタ系アラミド及びパラ系アラミド（規格等は別表のとおり）とし、パラ系アラミドの混用率は40%以上（PBO繊維についても可とする。）とすること。組織は綾織りとする。

イ 內衣生地

(ア) 透湿防水層

アラミド100%の生地（規格等は別表のとおり）を基布または、不織布とし、片面に透湿防水加工を施したものとする。

(イ) 裏地

メタ系アラミド繊維の難燃性生地とする。（規格等は別表のとおり）

ウ 質量等

(ア) 積層 650g/m²以下

- (イ) 完成質量 4.0 kg以下（上衣単体及びズボンの合計）
- (2) 外観、寸法及び縫製等
- ア 外観は、概要図1, 2のとおりとする。
- イ サイズ別の寸法は、(5)のとおりとする。
- ウ 縫製は、消防活動に耐える十分な強度を有し、縫い目のとび、はずれがなく、縫い曲がりが目立たない優良なものであること。
- エ 縫い合わせ部の裁ち面は、オーバーロックかがりとする。
- オ 前身頃、後身頃、まち、肩部は、地縫い片倒しステッチ（押えミシン）とすること。
- カ 縫い目数は次の数値を標準とする。
- (ア) 反射テープ部 9針／3cm
- (イ) その他 12針／3cm
- (3) 構造
- ア 上衣及びズボンにおいては、外衣と內衣で構成する多層構造とすること。
- イ 立体構造の裁断及び縫製を行い、消防活動に適した機能性と強度を有するものであること。
- ウ 消防活動時の作業性を確保するために上衣は、肩・腕部の運動に対する抵抗が少なく、かつ、両腕を上方に挙げた時に上衣のずり上がり等を起こしにくいものとする。またズボンは、脚の屈伸運動の際の抵抗を少なくし、ずり下がり等が起こりにくいものとする。
- エ 構成する生地積層間に含水し難い空気層を確保し、且つ、ヒートストレスを軽減するための機能を有すること。
- オ 防火衣を着装した状態で、上衣の襟からズボンの裾までの間において、外衣生地から裏地までの貫通箇所がないこと。
- また、開口部の水切りを含め、透湿防水幕が1枚以上存在すること。

上 衣 （概要図1）	
外 衣	① 外衣は左右身頃各1枚、後ろ身頃1枚、左右肩部各1枚からなり、まちを肩部前側、前身頃及び後ろ身頃の袖ぐり部にかかるように縫着し、身頃の上部には表地共布により補強を施すこと。
	② 前合わせは、金属ファスナーを併用した開閉式とし、水除けを取り付けること。
	③ 両肩に外衣生地を使用した肩当てを取り付けること。
	④ 肩当てには、衝撃吸収能力に優れた構造の仕様を施すこと。
	⑤ 反射テープ（幅76mm・3Mスコッチライト9587及び同等品以上以下反射テープという）を取り付けること。
	⑥ ポケットを取り付けること。
	・ ポケット下部には、水抜き用のハトメを設けること。
	・ ポケットと、天蓋とは面ファスナー止めとする。
	⑦ 襟は立襟型とする。
	⑧ 襟幅は、後方中央部で約13cm、先端付近で約12.5cmとする。
⑨ 表及び裏に外衣の共布を用いた1枚襟とし、襟全体に透湿防水層を入れること。	
⑩ 墜落制止用器具を取り付けるベルト通しを取り付けること。	

	<p>⑪ 本部長標識 本部長の文字は黄色とし耐摩耗性に優れ、反射素材を使用すること。</p> <p>⑫ 所属名標識 ワッペンで、面ファスナーにより取り付けること。 所属名ワッペンは反射式とし、文字は橙色及び黄色丸ゴシック体で、 防火帽1個に対し橙色・黄色それぞれ1枚ずつの計2枚を納入すること。</p>
内 衣	<p>① 透湿防水層及び断熱層と裏地からなる三重構造とすること。</p> <p>② 断熱層は、裏地と透湿防水層との間に空気層が出来る構造とすること。</p> <p>③ 內衣の袖口に難燃のリブニットを取り付けること。</p> <p>④ 透湿防水層の縫い目には、内側から防水目止めテープ加工を施すこと。</p> <p>⑤ 透湿防水膜に張る生地は、撥水加工を施したものとすること。</p>

ズボン (概要図2)	
外 衣	<p>① 腰部・上脚部及び下脚部は、左右前身頃、後ろ身頃、各1枚とする。</p> <p>② 外衣と內衣は各々縫製後、腰裏と裾で縫い合わせて一体化すること。</p> <p>③ 外衣と內衣の間にたるみが生じないように縫製すること。</p> <p>④ ズボンは腰部ベルト(幅約40mm)と、サスペンダー(幅約40mm～50mm)にて支持する構造とすること。</p> <p>⑤ 腰部ベルトのベルト通しサスペンダーの取り付けホックを取り付けること。</p> <p>⑥ 前立ては金属ファスナー仕立てとし、押しホック及びファスナーにより止める構造とすること。</p> <p>⑦ 両膝付近には外衣生地を用いた膝当てを取り付けること。</p> <p>⑧ 両裾外側には金属ファスナーを設け開閉できるようにし、面ファスナーで絞り込める構造とする。内側は十分な大きさの水切りを取り付け防水性を確保すること。</p> <p>⑨ 反射テープ(幅76mm・3Mスコッチライト9587及び同等品以上)を取り付けること。</p>
内 衣	<p>① 透湿防水層及び断熱層と裏地からなる三重構造とすること。</p> <p>② 透湿防水層の縫い目には、内側から防水目止めテープ加工を施すこと。</p> <p>③ 透湿防水膜に張る生地は、撥水加工を施したものとすること。</p>
色	紺色とする。

(4) 墜落制止用器具

別紙参照

(5) 防火服サイズ

サイズ	上 衣			ズ ボ ン		
	着丈	衿丈	胸囲	腰囲	ズボン丈	股下
M	75	80	119	89	98	66
L	79	83	122	96	101	71
2L	82	86	129	105	104	76
3L	86	89	135	112	107	79

許容誤差については±3cmとし、各社サイズ表を提出すること。

別表

外衣生地規格等一覧

積層

項目	規格等		試験方法
熱伝達 (火炎暴露)	HTI 24	13秒以上	ISO 9151 - 1995
	HTI 24 - HTI 12	4秒以上	JIS T 8020 - 2005
熱伝達 (放射熱暴露)	RHTI 24	18秒以上	ISO 6942 - 2002
	RHTI 24 - RHTI 12	4秒以上	
	平均熱透過率	50%以下	
快適性能	全熱損失値 300W/m ² 以上		ISO 11092

(上記、生地規格は公的検査機関の試験結果証明書を提出すること。)

外衣生地

項目	規格等		試験方法
種類	メタ系アラミド+パラ系アラミド (パラ系アラミドの混用率は40%以上、 PBO繊維についても可とする。)		JIS L 103
組織	綾織り又は変化組織(三重織り)		JIS L 1096
密度	縦	60本以上/2.54cm	JIS L 1096
	横	35本以上/2.54cm	
質量	290g/m ² 以下、200g/m ² 以上		JIS L 1096
引張強さ	縦	2,000N(200kgf)以上/5cm	JIS L 1096 (ラベルドストリップ法)
	横	1,500N(120kgf)以上/5cm	
引裂強さ	縦	200N(10kgf)以上	JIS L 1096 (シングルタング法)
	横	200N(10kgf)以上	
耐熱性	溶融、滴下、分離、発火不可、収縮率5%以下		ISO 17493-2000
染色堅牢度※	洗濯	4級以上	JIS L 0844 (A-1)
	耐光	3級以上	JIS L 0842
	摩擦	4級以上	JIS L 0849
	汗	4級以上	JIS L 0848
帯電電荷量	縦横共7μC/m ² 以下		JIS L 1094

※ 生地裏面で評価する。

(上記、生地規格は公的検査機関の試験結果証明書を提出すること。)

透湿防水層

項目	規 格 等			試 験 方 法
種 類	アラミド100%の生地を基布または不織布とし、片面に透湿防水加工を施したものとす。			JIS L 1030
引張強さ	縦 横 共	196 N (20 kg f) 以上 / 5 cm		JIS L 1096 (ラベルドストリップ法)
引裂強さ	縦 横 共	19.6 N (2 kg f) 以上		JIS L 1096 (シングルタング法)
耐水圧	294 kPa (3 kg f / cm ²) 以上			JIS L 1092 B
透湿度	700 g / m ² · h 以上			JIS L 1099 (B-2)
燃 焼 性	残炎時間	縦横共	1秒以下	JIS L 1091 (A-1)
	残じん時間	縦横共	1秒以下	
	炭化面積	15 cm ² 以下 (直径6 cm 以下)		

裏地

項目	規 格 等			試 験 方 法
種 類	メタ系アラミド繊維の難燃生地とする。			JIS L 1030
引張強さ	縦 横 共	588 N (60 kg f) 以上 / 5 cm		JIS L 1096 (ラベルドストリップ法)
引裂強さ	縦 横 共	29.4 N (3 kg f) 以上		JIS L 1096 (シングルタング法)
燃 焼 性	残炎時間	縦横共	1秒以下	JIS L 1091 (A-1)
	残じん時間	縦横共	1秒以下	
	炭化面積	15 cm ² 以下 (直径6 cm 以下)		

防火帽

- (1) 帽体
 - ア 本体
 - (ア) 材料は、ガラス繊維を基材としたポリエステル樹脂による強化プラスチック製、又は同等以上とすること。
 - (イ) 外面の仕上げは銀色とクリアの焼き付け塗装とし、容易に剥離変色しないこと。
 - イ 帽章

制帽と同じとし、合皮製の台座の上に黄銅ニッケル製の旭日章を配したうえで、取り付け位置は概要図3のとおりとする。
 - ウ 本部名標識等
 - (ア) 皇宮警察本部名

本部名標識は切り文字黒クリア仕上げとし、文字の寸法及び向きは概要図3のとおりとする。文字は黒色丸ゴシック体とする。
 - (イ) 所属名
 - (a) 文字の寸法及び向きにあつては概要図3のとおりとし、指定場所へ面ファスナーにより取り付けること。
 - (b) 所属名ワッペンは反射式とし、文字は橙色及び黄色丸ゴシック体で、防火帽1個に対し橙色・黄色それぞれ1枚ずつの計2枚を納入すること。
 - (ウ) 反射シール

銀反射クリア仕上げとし、貼り付け位置については概要図3のとおりとする。
 - エ 掛け金具

D環型で黄銅ニッケル製又は同等以上の耐食性を有する金属製とし、概要図3のとおり、取り付けること。
 - オ しころ取り付け板
 - (ア) しころ取付け用として、帽体に取り付けること。
 - (イ) しころ取付け板には、連絡リベット（オス）を6個取付けるものとする。
- (2) 着身体

帽体外に出ない構造とし、各部分は次のとおりとする。

 - ア ハンモック

かぶり具合を調整できるものとする。
 - イ 連結リベット

ステンレス又はこれと同等の強度を有する合成樹脂又は金属製で耐食性のあるものとし、帽体本体に固定され、ハンモック等の着身体が確実に取り付けられるものとする。
 - ウ ヘッドバンド

ポリエチレン成型品で、ヘッドバンドの長さが頭回りに応じて、概ね54cmから60cmまでの範囲で自由に調整できること。
- (3) 衝撃吸収ライナー
 - ア 難燃性発泡スチロール又は同等以上の難燃性及び衝撃吸収性能を有するものとする。

- イ 帽体本体の内側に密着し、帽体外部からの衝撃吸収エネルギーを有効、かつ、安全に吸収できるように取り付ける。
- (4) シールド
ポリカーボネード製又は同等以上のシールドを概要図3のとおり取り付ける。
- (5) あごひも
ア ナイロン重織（黒）とする。また、帽体又は着装体に固定され、使用中に帽体が脱落したり、ぐらつかないように確実に締め付けられるものとし、耳部分が調節可能なものとする。
イ あごひもの調整金具に、あごひもと共布の2枚重ねの「つまみ」を取り付ける。
- (6) しころ
しころは概要図3のとおりとし、防火服上衣の外衣と同じ生地を用いたものを連絡リベットを用い、防火帽に取り付けること。
- (7) 重量
完成重量は、950g以下とする。

防火ブーツ

- (1) 構造
ア 裏付きで、爪先を保護する先しんを入れ、圧迫及び衝撃に対し着用者の爪先を保護するとともに、鞋底周辺部に突刺防止布を設け、鞋底には踏抜き防止板を入れたものとする。
イ 突刺防止用の布は、踏抜き防止板に最下部がかかるように取り付ける。
ウ 爪先の甲部分の上部に補強用の先ゴムを貼付け、表面にローレットをかけたものとする。
エ 先しんの内側から後端部にかけては、布及び緩衝性のあるゴム等で内張りする。
オ 胴ゴム外側横に切込み（水除け付き）を入れ、ファスナーにより迅速な装着が出来る構造とする。
カ 胴ゴム前側に切込み（水除け付き）を入れ、靴ひもにより、甲部分、脛部分及び足首部分を着用者に合わせ、締め付けられる構造とする。
キ 表底は、かかと部分に衝撃吸収能力に優れた素材を用いたうえでプレス加工したもので次の条件を満足するものとする。
(ア) 踏み込んだとき並びに階段及び梯子の昇降時に表底にある山が、変形を起こしにくいものとする。
(イ) 前後方向及び横方向に滑りにくいものとする。
ク 表底にサイズ、製造者名（略号でも可）を記載する。
ケ 色は、全体を黒とし、先ゴム、筒口テープ及び本底と胴部分の接合部分黄色とする。
コ 背部に先ゴム部分等と同色（黄色）の反射テープを取り付ける。
サ 装着時は、靴ひもにより足首部分及び脛部分を締め付けられると同時にファスナーにより容易に着脱できる構造とすること。

(2) 材料

部 品 名	材 料
表底	配合ゴム
胴部及び甲部	配合ゴム
裏布	メリヤス
先しん	金属又は同等以上の強度を有するもの
先しん補強布	ナイロン又は同等以上の強度を有するもの
踏抜き防止板	鋼鉄製又は同等以上の強度を有するもの
突き刺し防止布	パラ系アラミド生地
靴ひも	ナイロン袋網（芯無）
ファスナ	合成樹脂製コイルファスナ
はとめ	アルミニウム製

(3) 後丈の寸法

サイズ	後 丈	サイズ	後 丈	サイズ	後 丈
24.0	32.0	26.0	34.0	28.0	34.0
24.5	33.0	26.5		28.5	
25.0		27.0		29.0	
25.5		27.5		29.5	

※ 許容誤差については±0.5cmとし、各社サイズ表を提出すること。

(4) 足首等の寸法（サイズ26.0cm標準）

足 首	ふくらはぎ	履 き 口
29cm	34cm	36cm

※ 表中の数字は、各部の周長の内寸法のとおりとする。

※ 他のサイズについては、本表中の数値を基準として各サイズより標準的な数値を増減すること。

※ 許容誤差については±1cmとし、各社サイズ表を提出すること。

防火手袋

(1) 仕様

ア 活動時の怪我、火傷防止のため、甲側にケブラー繊維を使用し、掌側にセラミック粒子配合したものであること。

イ 熱に強く、濡れても滑りにくいものであること。

ウ 活動時脱げることを防止するため、手首部分でマジックテープ等により固定するものであること。

エ 色は、ネイビー又は紺色系とする。

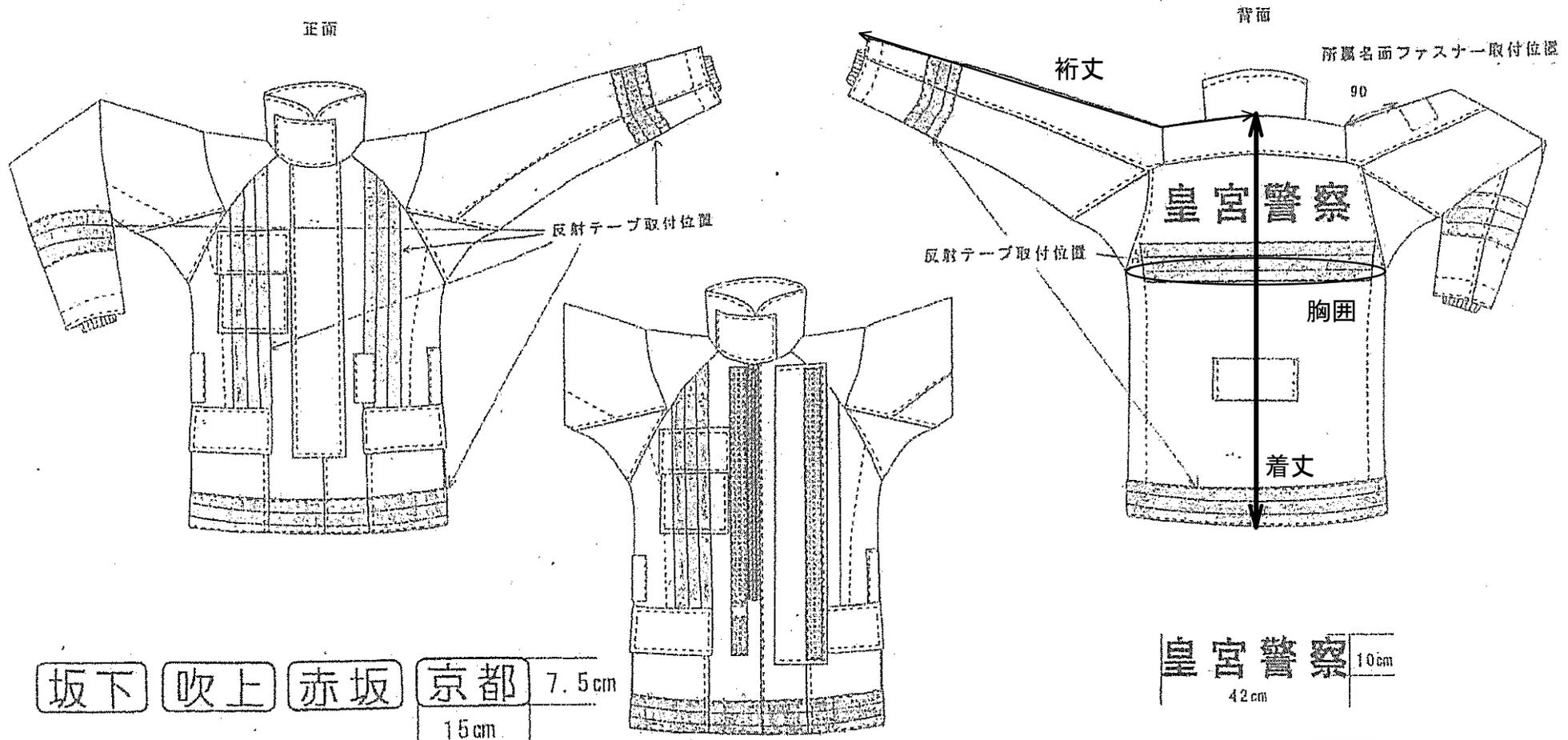
(2) サイズ

M、L、LLの3種類とする。

サイズ	M	L	LL
手囲い	23～4cm	24～5cm	25～6cm

6 納入場所及び数量
別紙2参照

概観図 1
耐熱防火服
(上衣)



坂下 7.5 cm
吹上 15 cm
赤坂 15 cm
京都 15 cm

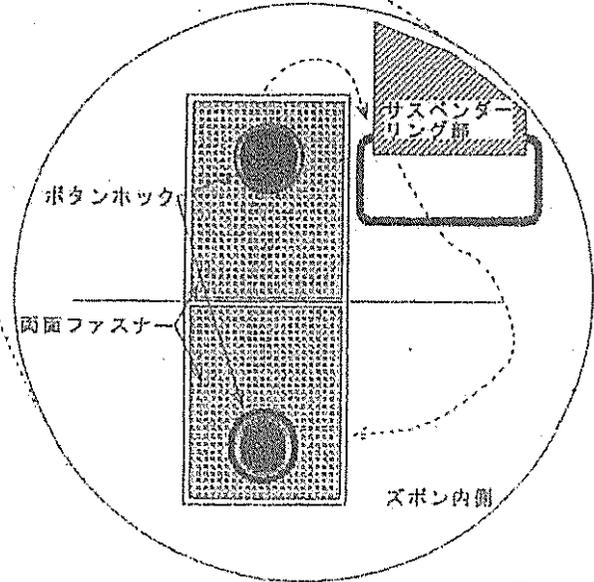
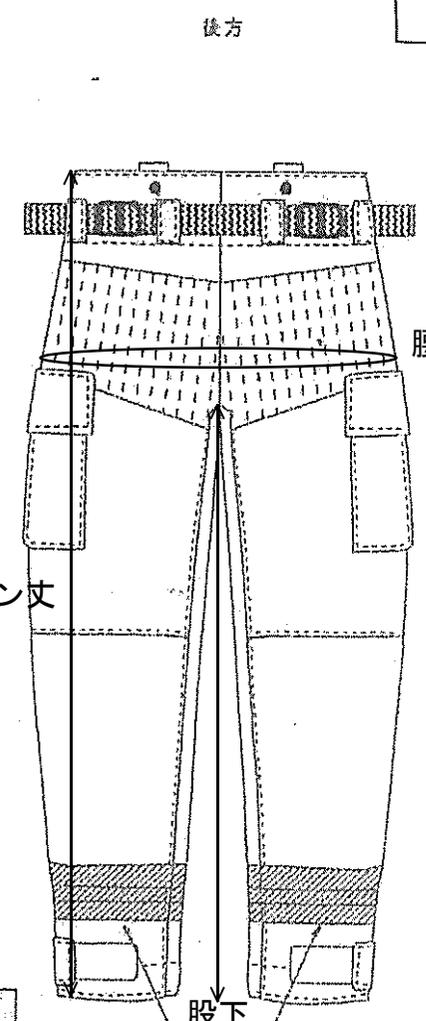
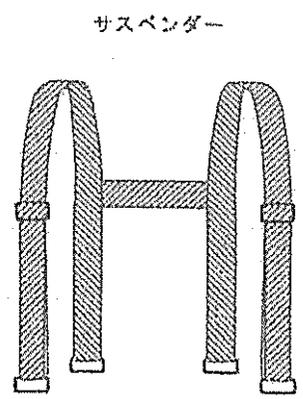
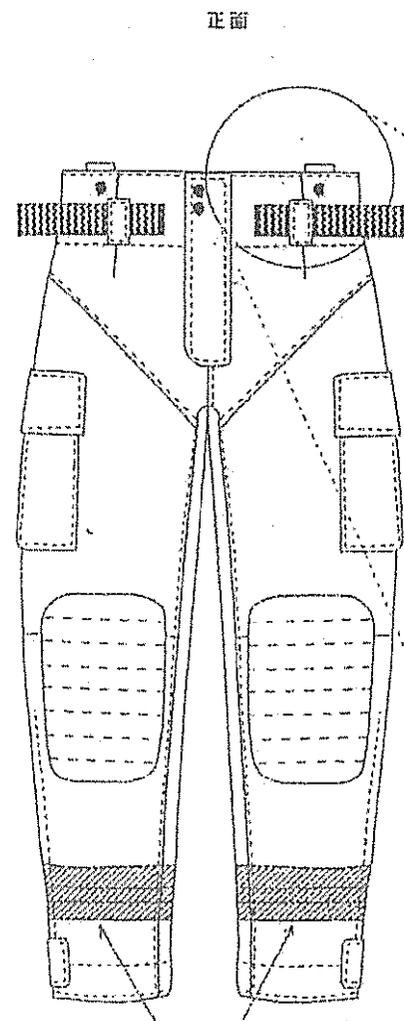
皇宮警察 42 cm
10 cm

正面ファスナー部

【反射テープ色内訳】

黄色反射
銀色反射
黄色反射

概要図 2
耐熱防火服
(ズボン)



サスペンダーつり下げ部拡大図

【反射テープ色内訳】

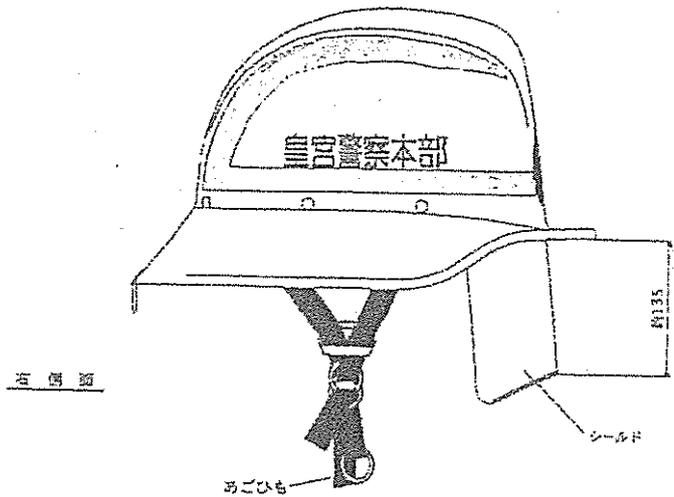
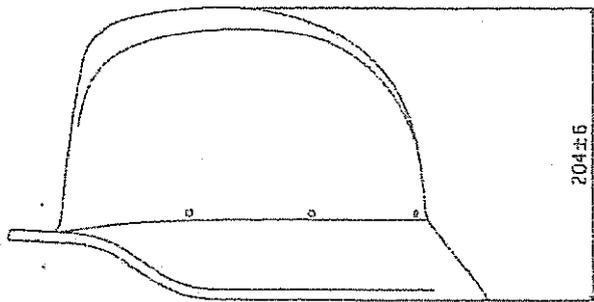
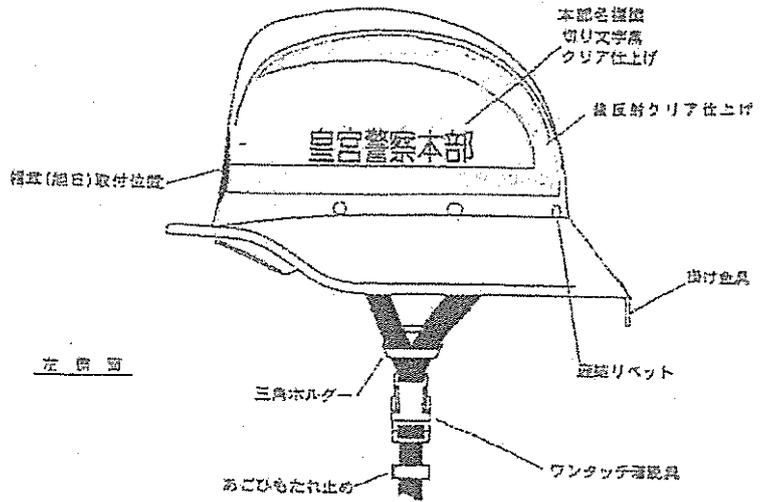
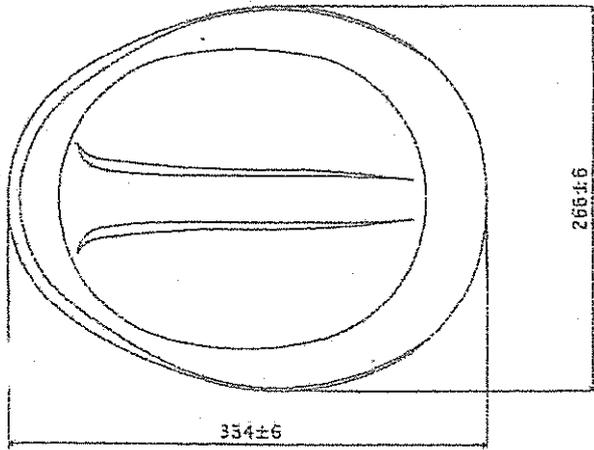
黄色反射
銀色反射
黄色反射

概要図 3

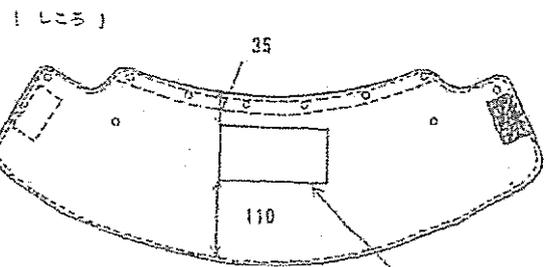
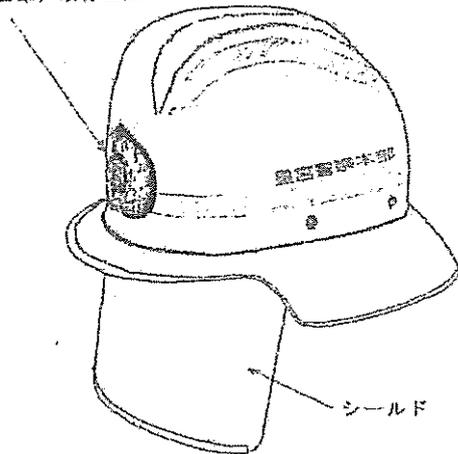
防火帽

寸法

単位 mm



消防(旭日章)取付位置



所属名面ファスナー取付位置



坂下

吹上

赤坂

京都

7.5cm

15cm

別紙

墜落制止用器具

1 適用範囲

高所作業ならびにこれに伴う昇降時において、万一の墜落を防止するために使用する胴ベルト型墜落制止用器具（以下、安全帯）について適用する。

2 仕様

形状及び寸法は別に示すとおりとする。

3 材料

安全帯に使用する主な材料は下表のとおりとする。

表－1 部品の材料

部 品		材 料
胴ベルト		合成繊維を用いた細幅織のベルトを使用する。
ワンタッチ バックル	フレーム 差込プレート	JIS G4053（機械構造用合金鋼鋼材）SCM435またはこれと同等以上の機械的性質を有したものを使用する。
	ケース	合成樹脂成形品を使用する。
ベルト通し		JIS G4051（機械構造用炭素鋼鋼材）S55C、またはこれと同等以上の機械的性質を有したものを使用する。
巻取り器	フレーム	JIS G3101（一般構造用圧延鋼材）SS400、またはこれと同等以上の機械的性質を有したものを使用する。
	主軸	JIS G3507（冷間圧造用炭素鋼）SWRCH、またはこれと同等以上の機械的性質を有したものを使用する。
	ケース	合成樹脂成形品を使用する。
ショックアブソーバ		合成繊維製ベルトを使用する。
織ロープ		外皮：ポリエステルまたは同等以上の強度・耐久性を有する合成繊維を使用する。 芯：合成繊維（高張力繊維）製とする。
ロリップ環及び連結金具		JIS G3101（一般構造用圧延鋼材）SS400、またはこれと同等以上の機械的性質を有したものを使用する。
カラビナ		カラビナ本体は、JIS H4140（アルミニウム及びアルミニウム合金鍛造品）またはこれと同等以上の機械的性質を有したものを使用する。
全ての材料は、傷・割れ・錆その他の欠点がなく、金属部の表面は平滑に仕上げ、耐食性の処理を施す。		

4 構造

安全帯の各部の構造は下表のとおりとする。

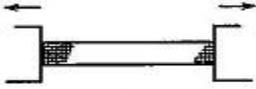
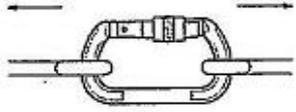
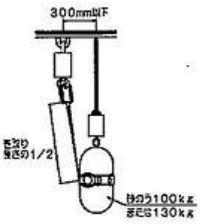
表－2 部品の構造

部 品	構 造
胴ベルト	ベルトの一端にバックル本体を取付け、他端に差込プレートを取付けた構造とする。バックル本体取付部は、縫糸によって強固に縫い付け、十分な強度を有することとする。また、差込プレート側の端末はほつれ止め加工を施す。
ワンタッチバックル	装着の操作がワンタッチバックル式であること。取り外しの操作は、ツータッチ以上であること。ベルト長さ調節が安易な構造とする。
ベルト通し	継ぎ目のないプレス打抜製とする。
巻取り器	織ロープの自動巻取りと任意の長さで保持できる機能が切替えレバーで選択でき、かつ自動ロック機能を備えた構造とする。
ショックアブソーバ	墜落制止時に衝撃を吸収できる機能を有したものとする。
織ロープ	芯部は高張力繊維で、外皮は合成繊維の二重構造とする。
ロリップ環及び連結金具	継ぎ目のないものとする。連結金具の表面には、ナイロンコーティングを施したものとする。
カラビナ	かぎ部は、2つ以上の連続した操作によらなければ外れない構造とする。ロープの横ずれを防止するためロープずれ防止ゴム環を取り付ける。

5 性能

安全帯の性能は下表のとおりとする。

表-3 性能

試験項目	試験方法	規格値
性能一般	安全帯の各部は次の規格値に適合するものとする。 なお、繊維製品の引張速さは規定強度の50%までは毎分300mm以内とし、それ以上は毎分1500mm以内とする。また、金属製品の引張速さは毎分25mm以内とする。	
胴ベルトの強さ		15.0kN以下で破断しないこと。
バックル連結部の強さ		8.0kN以下で破断し、またはその機能を失う程度に変形しないこと。
巻取り器の強さ		11.5kN以下で破断しないこと。
ショックアブソーバの強さ		15.0kN以下で破断しないこと。
織ロープの強さ		アイ加工部を含め15.0kN以下で破断しないこと。
カラビナの強さ		11.5kN以下で破断、または外れ止め装置の機能を失わないこと。
組合せ落下試験 (ロック機能)		砂のうをストラップ巻取り長さの1/2引き出した位置で落下させたとき、ロック機能が作動し、砂のうを保持できること。 ・衝撃荷重値：4.0kN以下 ・ショックアブソーバの伸び：1.2m以下

6 表示・包装等

下記事項を安全帯の胴ベルトおよびショックアブソーバの適当な箇所に、容易に消えない方法で表示すること。

(1) 胴ベルト

製品名	墜落制止用器具
製造年月	例：19-09
製造番号	例：000001
製造者名またはその略称	

(2) ショックアブソーバ

種類	胴ベルト型
ショックアブソーバの種別	第一種
使用可能質量	例：100kg
最大自由落下距離	例：3.3m
製造者名またはその略称	

別紙 2

納入場所及び数量

名 称	住 所	数 量
皇宮警察本部	〒100-0001 東京都千代田区千代田1番3号	4 着 (坂下・吹上護衛署)
赤坂護衛署	〒107-0051 東京都港区元赤坂2丁目1番9号	2 着
京都護衛署	〒602-0881 京都府京都市上京区京都御苑438-1	2 着

サイズ内訳

品名	サイズ	数量				小計	合計	備考
		坂下	吹上	赤坂	京都			
耐熱防火服 (上)	M						8	
	L							
	2L	1	1	1		3		
	3L	1	1	1	2	5		
耐熱防火服 (下)	M						8	
	L							
	2L	1	1	1		3		
	3L	1	1	1	2	5		
墜落制止用器具 (安全帯)	M						8	
	L	2	2	2	2	8		
防火ブーツ	24.5						8	単位～足
	25							
	25.5							
	26							
	26.5				1	1		
	27	1	1		1	3		
	27.5		1	2		3		
	28	1				1		
	29							
防火帽	フリー	2	2	2	2	8	8	
手袋	M						8	単位～双
	L	1	1	1	1	4		
	LL	1	1	1	1	4		

契約書案（売買契約）

皇宮警察本部（以下「甲」という。）と△△△（以下「乙」という。）とは、次のとおり売買契約を締結する。

1 品 名 耐熱防火服 外3点

2 数 量 仕様書のとおり

3 仕 様 仕様書のとおり

4 契 約 金 額 ￥ .-

（ 売 買 代 金 ） うち消費税額及び地方消費税額 ￥ .-

消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

5 単 価 （ 税 抜 ） 別紙1のとおり

6 納入期限（納期） 令和8年2月27日

7 納入場所（納地） 仕様書のとおり

8 契 約 保 証 金 徴収免除

（目的）

第1条 乙は、甲に対し、以下の各条項に従い、表記品名・数量・仕様の物品（以下単に「物品」という。）を売り渡す。

2 契約金額及び単価は、表記のとおりとする。ただし、物品の価格若しくは構成要素が法令等により設定、改定若しくは廃止され、又は契約内容を変更した場合は、甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。

（契約保証金）

第2条 乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約保証金を現金又は国債をもって、本契約締結の際、甲に納めなければならない。

（納入）

第3条 乙は、表記納入期限までに、表記納入場所において物品を納入しなければならない。

2 納入は、納入場所への搬入、設置、付随的役務及び次条による検査の全てが実施され、甲が検査に合格した物品を受領することにより、完了するものとする。

3 納入が完了したとき、乙は甲宛に納品書を提出し、甲は乙宛に受領書を交付す

る。ただし、納入場所が地方（本庁以外の機関をいう。）の場合、乙は甲に対し、納入場所担当係官が交付した受領書を添付した甲宛ての出荷報告書を提出しなければならない。

4 納入に係る一切の費用は、乙の負担とする。

（納入検査）

第4条 乙は、物品を納入しようとする場合、事前に希望検査日時、場所、品名及び数量等必要事項を文書をもって甲に通知し、甲乙協議してこれらを取り決めの上、双方立会の上、甲が定める方法に従って検査を受けなければならない。

2 納入する物品は、全て甲の指示（見本、図面、仕様書等）のとおりであって、前項の検査に合格したものでなければならない。

3 第1項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

（所有権の移転）

第5条 物品の所有権は、甲又は地方納入場所担当係官が乙に受領書を交付したときをもって乙から甲に移転するものとする。

（危険負担）

第6条 物品の所有権の移転前に生じた物品の滅失、毀損その他の損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

（不合格品の引取り）

第7条 乙は、甲の施設を利用して第4条第1項の検査を受け、その結果不合格となった場合は、甲が指定した期限内に当該不合格品を自らの費用負担で持ち去らなければならない。

2 甲は、乙が前項の履行を怠った場合、前項で指定した期限経過後いつでも当該不合格品を他の場所に移動し、又は第三者に保管を託すことができる。ただし、その費用は、全て乙の負担とする。

（遅延賠償金）

第8条 乙は、甲の指定する納入期限内に物品を完納することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び完納見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査の上、納入期限後に完納する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして納入期限の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

3 前項に規定する遅延賠償金は、納入期限の翌日から完納日までの日数に応じ、

契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。以下同じ。）を乗じて計算した額とする。

（契約の解除及び違約金）

第9条 甲は、自己の都合により、物品が納入されるまでの間、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙に以下の事由が生じた場合

ア 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

イ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ウ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 甲が行う物品の検査又は納入に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3) 乙が第10条第1項に該当する場合

(4) 乙が第23条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合

(5) 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当する場合

4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として契約履行未済相当額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第10条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行つたとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行つたとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行つたとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第11条 乙は、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行つたとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が、刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を、違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の債権管理法施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を、遅延利息として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第9条第4項、第11条第1項及び第2項の違約金とは別に、その損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙は、第9条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合は、この限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合は、その損害を賠償することができる。

(契約金額の支払)

第13条 甲は、第5条の規定により所有権の移転が行われた後、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、その対価を乙に支払うものとする。

2 甲は、納入期限が分割されている場合、特約をすることにより部分払をすることができる。

3 甲は、第9条による契約解除の場合、既に受領済の物品があり、これが未納入の物品と分離して契約の目的の一部を達するものであるときは、受領済物品のその部分につき、本契約書に掲げた単価によって、その対価を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第14条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金の還付)

第15条 甲は、第9条第1項の規定による契約解除の場合、本契約を甲乙合意の上で解除した場合又は契約履行済の場合は、乙の領収書と引換えに契約保証金を乙に還付しなければならない。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第16条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承認を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあってはこの限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し、次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。

(2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(知的財産権の紛争解決)

第17条 乙は、物品に係る権利関係が、第三者の特許権、実用新案権その他の知的

財産権に抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合には、直ちに甲に対して書面により通知するものとし、かつ、乙が自己の責任及び費用負担において当該紛争を解決するものとする。

(保証事項)

第18条 乙は、本契約に基づいて納入した物品に対し、その納入の日から起算して12箇月以内に故障を生じた場合は、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失があった場合は、この限りではない。

(契約不適合責任)

第19条 甲は、物品の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて納入物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。

3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項各号のいずれかに該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。

4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。

5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない納入物を引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

6 乙が、第1項の規定に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

(秘密の保持)

第20条 甲及び乙は、互いに本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(管轄裁判所)

第21条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第22条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

(暴力団排除)

第23条 暴力団排除に関する条項については、別紙2「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の確保)

第24条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(契約の公表)

第25条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(特記事項)

第26条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区千代田1番3号
支出負担行為担当官
皇宮警察本部会計課長 梅 澤 淳

乙 △△△
株式会社△△△
代表取締役社長 △ △ △ △

別紙1

内 訳

No.	品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考
1	耐熱防火服		8着			
2	防火ブーツ		8足			
3	防火帽		8個			
4	防火手袋		8双			
小 計						
消費税						
合 計						

消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

暴力団排除条項

皇宮警察本部を「甲」、受託者を「乙」とし、暴力団の排除に関して次の条項を定める。

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約の解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約の解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。